

「契約事務改善に関する緊急提言」に対応した実施策について

< 実施策策定に当たったの基本認識 >

本年3月、本区の契約事務に関する管理職員による収賄事件が生じ、区内部において調査を行ってきた。しかし、区内部での調査及び改善の取組だけでは、客観性や区民からの納得性が得られるものではないと判断し、8月に区長の私的諮問機関として「区政の透明性向上検討委員会」（以下、「委員会」という。）を設置した。

この委員会には、提言のとりまとめを17年3月目途とし、区内部で行った調査報告の検証等と契約事務の改善をはじめとする区政の透明性向上に向けての改善策について検討を諮問しているところである。一方、区の事務作業としては10月以降、翌年度の予算編成作業や契約準備等が進められている実態がある。委員会では、これを鑑み、17年度の作業に間に合わせるべく緊急提言がまとめられ、10月26日、区長に示された。

この緊急提言の具体的な実現を目指し、区は区長を本部長とする区政の透明性向上実施本部（8月設置。以下、「実施本部」という。）において、全庁一丸となって取り組むこととし、契約事務等緊急改善検討部会（以下、「検討部会」という。）を設置し、検討を進めてきた。

検討部会では、実施本部から下命を受けた検討指示事項について、項目ごとに検討を重ねるとともに、緊急提言の項目だけでなく、17年度の契約事務を進めるに当たって改善を要することを含めて、総合的な取組となるよう実施策を取りまとめた。これを受け、実施本部として『「契約事務改善に関する緊急提言」に対応した実施策』として決定し、区政への信頼回復の第一歩として、公平・公正で透明性の高い区政運営の確立に向け、積極的に取り組んでいくものとする。

今後、区政の透明性向上検討委員会では、緊急提言事項に加え契約制度の全般にわたる改善について17年3月を目途に本提言をまとめ、区に答申することとなっており、現段階では、契約制度全般、また、区政運営全般からすれば、未だ課題が残された状況にある。しかし、こうした提言に基づく改善や事件以降、区自ら講じてきた改善策と合わせて総合的なものとし、やるべきこと、目標を明示し実行することが極めて重要であり、これらに取り組むことで本区が着実に変わりつつあることを内外に示していかなければならない。

なお、実施策の取組に当たっては、担当する職員だけではなく、全庁的に改善の意欲を持って適正な実務を行うものとする。そうした一つ一つの適正な取組が、最も区民から求められていることであり、透明性の高い区政運営の礎であることを認識していくものとする。

< 構成 >

本実施策は、まず「 契約事務等に係る 17 年度に向けた実施策」として、17 年度の契約事務等を行うに当たり、区が緊急に改善するものを明確に示した。そして、これら実施策は、「『契約事務改善に関する緊急提言』に対応した実施策の考え方」に基づくもので、ここでは、区政の透明性向上検討委員会の緊急提言の項目と対照させて、具体化するに当たっての考え方を整理した。

< 目次 >

契約事務等に係る 17 年度に向けた実施策

第 1	清掃業務委託・施設管理業務委託等に関する改善について	
1	総合庁舎清掃業務委託契約のやり直し	3
2	総合庁舎以外の施設管理（清掃を含む）業務委託のやり直し	4
3	履行状況のチェックの強化	5
第 2	契約制度全般についての改善	
1	入札に関する改善と監視体制の整備	5
2	適正な事務手続きの徹底及びチェック機能の強化	6
3	契約事務改善等推進体制の整備	7
	契約事務等に係る 17 年度に向けた実施策一覧	8
	「契約事務改善に関する緊急提言」に対応した実施策の考え方	
第 1	清掃業務委託・施設管理業務委託等に関する改善について	
1	施設管理（清掃を含む）契約の取扱（コスト縮減提案型契約方式の導入等）	9
2	再委託について	10
3	分離・分割発注の見直しについて	11
第 2	契約全般にわたる改善	
1	指名競争入札における選定理由の公表について	12
2	停止条件付き指名競争入札への変更について	12
3	事案決定の徹底及びチェック機能の強化について	13
4	入札監視等委員会（仮称）の設置について	14
資料		
1	単純清掃・施設管理業務一覧	15
2	他自治体の入札等監視組織について	17
3	再委託状況調査について	18
4	他自治体の停止条件付き競争入札の実施状況について	19
5	契約事務の流れ	20
6	事件後の契約改善実施事項	23

契約事務等に係る 17 年度に向けた実施策

第 1 清掃業務委託・施設管理業務委託等に関する改善について-----

1 総合庁舎清掃業務委託契約のやり直し

今回の事件の発端となった、区の総合庁舎清掃業務委託契約に関しては、区議会及び区政の透明性向上検討委員会から公正性や透明性に欠けるなど様々な問題点が指摘されてきた。そこで、今回、総合庁舎の清掃業務委託契約については改めて競争により契約の相手方を決定するものとし、その前提となる契約手続きについて、公正性・透明性を確保すべく改善していく。

(1) 総合管理への見直し

総合庁舎の施設管理においては、大規模でかつ委託業務内容が密接に関わっていることや、コスト面での効率化が期待できることなどから、今回、各委託業務については現在の発注単位を見直し、総合的・一体的管理により合理化が可能となる業務(下表 ~)を、一括して委託することとする。

N o	業 務 名	業 務 内 容	業 種
	設備機器総合管理	庁舎内各種設備機器の保守管理・運転、軽作業等	総合ビル管理業
	清掃(本館)	総合庁舎本館の清掃	〃
	清掃(別館)	〃 別館の清掃	〃
	駐車場整理	駐車場整理誘導、簡単な案内、整理券の発券・回収	〃
	庁舎警備業務	庁舎内外の警備・保安の維持、玄関・門扉・シャッターの開閉	〃
	案内業務	来庁者への案内・誘導	〃

現在は、業務に関連の深い駐車場整理・庁舎警備・案内の各業務は一括契約している。

上記に掲げた常駐で行う委託業務以外に臨時的に行うものや不定期で行うものなどには樹木剪定庭園管理・電話交換設備保守・廃棄物処理・寝具等クリーニング・機械警備があり、これらは分離発注とする。(P.11 第 1 3(1)の理由から)

(2) 契約方式等の見直し

競争性を高め、併せて公平・公正で透明性の高い入札とするため、総合庁舎施設管理については、試行的に次の方式による。

停止条件を付した入札の実施

より客観性、透明性を向上させる観点から、他自治体の例を踏まえ、新年度予算成立によって契約を締結する旨の停止条件を付した入札によって手続きを進める。

条件付き一般競争入札の実施

指名競争入札方式については、区政の透明性向上検討委員会からの本提言を受けて具体的に改善するが、今回の総合庁舎施設管理業務委託の契約に関しては、従来の指名競争入札ではなく、入札に参加するための条件(業種や格付けなど)を示し、条件に適合する事業者であれば、誰でも参加することができる方式である「条件付き一般競争入札」を採用し、透明性の向上を図る。また、このことにより、参加事業者の増により競争性が高まる可能性があること、その結果落札率の低下が期待できること、さらに、今後の契約制度の見直しに向け

ての様々なノウハウやデータ等の蓄積などが期待できる。

郵便入札の実施

17年度、電子調達システムの導入を予定しており、これにより競争入札参加者の移動コストの低減や事務の効率化、談合等の防止が期待できるが、現時点では、これに代替するものとして、郵便による入札方式を実施する。

コスト縮減提案型契約方式の導入（試行）

清掃及び施設管理業務委託に係る複数年契約の従来弊害の改善に向けて、総合庁舎の施設管理業務委託に際し、コスト縮減提案型契約方式を試行として導入する。

試行に当たっては、18年度以降（2回更新）については、コスト縮減提案型により3%程度の縮減の提案を受け、かつ履行評価が良好な場合、受注者側の努力内容を評価し、随意契約により契約を更新することとする。仮にコスト縮減ができない場合は、17年度契約の方式により競争入札を実施する。（「コスト縮減提案型契約方式の流れ」は、P.9Ⅱ第1 1(2)）

なお、コスト縮減率の考え方は次のとおりである。

[コスト縮減率の考え方]

第2次行財政改革大綱・年次別推進プラン（16年～20年度）を16年3月に改定し、この5ヵ年を集中改革期間として16年度からさまざまな改革に全庁を挙げて、集中的に取り組んでいる。改定するに当たっては、財源確保を図るため、一般財源の削減目標を10%程度とし、全事務事業の総点検を行い、まとめてきたところである。

これらの経緯を踏まえ、コスト縮減提案型契約方式を導入する場合、3年間のコスト縮減率の累計目標を10%程度とする。また、今回の試行するに当たっては、次年度更新に伴う、コスト縮減率の目標を、毎年3%程度とする。

また、コスト縮減提案の審査や当該年度の履行状況の業務評価については、専門知識を有する者及び関係所管課職員等から構成される審査委員会等を設置し、チェック体制の強化を図る。

2 総合庁舎以外の施設管理（清掃を含む）業務委託のやり直し

総合庁舎以外の清掃業務委託（64件）・施設管理業務委託（51件）のすべての案件（資料1 P.15～16）については、緊急提言を踏まえ、原則1年とし、改めて競争入札を行う。ただし、次に掲げるものについては、業務内容を精査した上で、除くこととするが、履行状況についての業務評価を行い、必要に応じて次年度以降の対応を検討するものとする。

- ・ 施設管理業務委託の内、業者選定の際に技術提案方式（プロポーザル）を採用し、現在その業務を評価している段階のもので、かつ2年以内の契約案件。
- ・ 雇用政策、福祉的観点、団体育成の目的を持って行っている契約案件。

また、改めて競争入札を行うに当たっては、案件数も多く、事務量も膨大になることから、停止条件付き指名競争入札を採用する。その際は、より透明性を確保しつつ的確な判断が行えるよう運用を見直し、選定基準や選定理由の公表などを行う。

(1) 指名業者選定基準の見直し

現行の選定基準については、物件と工事で、判断内容あるいは発注金額による指名業者数の基準などが異なるため、それぞれ別立てとなっており、その内容については、他自治体の基準に比較して大きな差があるとは言えない。また、基準の見直しに関する区政の透明性向上検討

委員会の提言がないこのような状況では、現行選定基準によることとするが、17年度へ向けた停止条件付き指名競争入札においては、指名理由の公表によって透明性を確保するとともに、恣意性の排除や透明性の確保、受注機会の均等を図るため、業者登録名簿から、17年度用のリストを作成し、履行実績や区内業者の育成の観点も踏まえ、客観性のある順序に従って選定していくこととする。

(2)入札監視

17年度に設置の検討をしている入札監視等委員会（仮称）において、停止条件付き指名競争入札状況の確認を行い、不明朗な指名、契約等が行われていないかをチェックするとともに、契約制度の改善についても助言等をもらい、公平・公正性や透明性を高める。

3 履行状況のチェックの強化

清掃及び施設管理業務委託において履行状況のチェックを行い、次年度の契約の見積りや仕様の見直しに反映させていくため、定期的に書類の提出や現場の確認等を行う。また、コスト縮減提案型契約方式を試行する総合庁舎では、作業人員等が把握できる報告書の提出を求めるとともに、履行状況の業務評価及び提案の評価を行う審査委員会を設置するなど、チェック体制の強化を図る。

なお、区として安全性や効率性の観点から必要性を認め、再委託を事前に承認した場合は、履行状況のチェックを行う中で再委託の実態も把握し、適正な執行を図っていく。

第2 契約制度全般についての改善-----

1 入札に関する改善と監視体制の整備

(1)指名競争入札における選定理由の公表

事件発生以降、個々の契約案件の業者選定においては、決裁関与者が選定理由について確認できるよう「業者選定書」裏面に記載し明確化を図ってきているが、さらに区政の透明性に積極的に寄与する観点から、これを公表する。

公表の方法としては、17年1月中を目途に、選定理由を入札経過調書の裏面に記載し、いつでも閲覧できるよう契約課において書類を保存管理することとする。今後、準備が整い次第、区のホームページ又は電子調達システムを活用し公表する。

(2)停止条件付き指名競争入札への変更

年間契約又は早期契約に係る指名競争入札を要する場合の契約手続については、当初予算が議決されるのが通常3月31日となる。そのため、予算の裏付けのないまま予定業者の決定を行わなければならない必要上、予算執行行為と解されない「見積合わせ」によって行っているのが現状である。しかし、より客観性、透明性を向上させる観点から、17年度契約から「新年度予算成立によって契約を締結する」という旨の停止条件を付した入札によって手続きを進める。

(3)入札監視等委員会（仮称）の設置

第三者による公正・中立な立場から契約の監視や、必要な制度の改善に関する提言が行われることで、より透明性の高い契約制度に向けた継続した改善が可能となる。特に今回、様々

な契約手法の試行等を実施し改善を進めていくが、こうした手法について、客観性、専門性を持った第三者から検証がされ、さらにより良い手法としていくことが望ましい。

そうした点からも区政の透明性向上検討委員会の緊急提言にあるとおり入札監視等委員会（仮称）を設置することとし、その規模等については、他自治体における例（ ）を参考とし、かつ、目黒区の契約規模から、委員3名程度とする。なお、現時点では17年度当初予算計上し、具体的な機能等に関しては今後委員会で検討されるため、それを踏まえるものとする。

東京都においては定員5名、原則として年1回開催としている。特別区においても、千代田区では定員3名、年2回としている（資料2 P17）。

2 適正な事務手続きの徹底及びチェック機能の強化

(1) 事業所管における事務手続きの適正化及び文書手続きマニュアルの作成

事業所管においては、契約事務の前提となる事業計画の決定、それに基づく仕様の作成及び決定など、必要な決裁を漏れなく適正に行う。そのため、事案の流れに沿った文書手続きの簡便なマニュアルを作成し、所管に周知し、事務手続きの適正化を徹底する。

また、こうした契約事務に関連する文書は、契約課に契約を依頼するための契約依頼書の決裁を受ける際に必ず添付し、事業所管の中でのチェックを徹底する。

(2) 随意契約ガイドラインの作成

事業所管の権限で実施されている30万円未満の契約を含め、随意契約については、これらが適正に行われるよう、全庁共通のものとして具体的な処理基準等を改めて整備する必要がある。このため、契約の種別に応じた見積徴取基準金額、必要な見積業者数、見積徴取免除基準などの随意契約ガイドラインを作成し、契約の適正を確保する。また、このガイドラインの遵守を徹底するため、新たに契約締結に際してのチェックシートを作成し、契約がガイドラインに沿って行われているか、見積書が徴取されているか、その理由等につき容易に確認できるようにして、これを契約書に添付させることで、契約事務の確実性、明確性、簡便性、効率性を担保する。

なお、随意契約ガイドライン等の作成については、17年度に反映できるよう準備を進める。

(3) 仕様書の適正化

施設管理契約等において委託内容を明確にするとともに、委託業務における履行状況が確認できる書類の提出を求めることや、再委託を認める場合の具体的基準を明確化すること等仕様として盛り込むべき事項を明らかにする。その上で標準化が可能なものについては標準仕様書を作成し、仕様書の適正化を図ることとする。

(4) 指名業者選定手続きの透明化と適正化

今回の事件発生の原因となった指名業者選定手続きの透明化やチェック体制の強化を図るため、次の方策を講じる。

指名理由を明確にした上で事案決定を行う必要があることから、指名業者選定書の裏面に選定理由を記載し決裁を受ける。（16年4月から実施）

工事及び設計委託の入札参加者を適正かつ公平に選定するために設置している「指名業者選定委員会」の機能拡大を図り、委託業務も対象とし、予定価格五千万円以上の契約案件に

ついて実施する。

さらに、談合情報を受けた際の取扱基準・マニュアルの作成など、改めて事務処理基準の整備を行う。

(5) 文書審査及び管理の適正化

契約事務等の改善に係るこれまで掲げた実施策をはじめ、契約事務や文書事務において適正化を図ることを全庁的に徹底しなければならない。

このため、新たに文書主任・文書取扱主任会議を、17年当初に開催し、翌年度における契約事務等において、業者選定理由の明示、チェックシートの有無その他文書事務における基本的確認事項の再確認を行うほか、事案の流れに沿った文書手続のマニュアル（今後作成）の活用を図ることにより、文書主任・文書取扱主任としての役割（文書審査）の確認と徹底を求め、文書審査の厳格な運用を図る。

また、年度末における文書の保管、保存、廃棄手続においても、本来は起案書に添付しなければならない文書が廃棄文書に回っていないかの点検を改めて行い、必要な文書の保存を図る。

なお、今回の様々な見直しの整理ができた段階で、「文書事務の手引き」や「財務事務の手引き」の改訂を行い、さらに周知徹底を図る。

3 契約事務改善等推進体制の整備

緊急提言を踏まえ、コスト縮減提案型契約方式を採用しない案件については、現在3年から5年の随意契約基準を改め、当面1年として、競争入札を実施する件数が大幅に増えることなどから、17年度当初契約の事務量が増大する。これらを限られた期間内に適正に執行するため、契約課の実施体制の強化を図ることとし、必要な人員を配置する。

また、17年度以降、本提言を踏まえた契約事務の適正化を推進していくためには、契約事務はもとより、履行状況などの業務評価方法の構築や検査体制の強化などを早急に進めていくことから、17年度には、時限的に契約改善の担当課長を設置し、さらに推進体制の強化を図り、早期に改善策を具体化し、区民の信頼に添えていくものとする。

契約事務等に係る 17 年度に向けた実施策一覧

実施策	実施所管課	実施時期
第 1 清掃業務委託・施設管理業務委託等に関する改善について		
1 総合庁舎清掃業務委託契約のやり直し	庁舎管理課 契約課	12月～17年2月
(1)総合管理への見直し		
(2)契約方式等の見直し		
2 総合庁舎以外の施設管理（清掃を含む）業務委託のやり直し	施設所管課 契約課	17年1月～3月
(1)指名業者選定基準の見直し	契約課	17年1月中
3 履行状況のチェックの強化	施設所管課 契約課	17年4月～
第 2 契約制度全般についての改善		
1 入札に関する改善と監視体制の整備	契約課	17年1月中
(1)指名競争入札における選定理由の公表		
(2)停止条件付き指名競争入札への変更		17年1月中
(3)入札監視等委員会（仮称）の設置（予算計上）		12月
2 適正な事務手続きの徹底及びチェック機能の強化	総務課 契約課 施設所管課 契約課 契約課 総務課	17年1月中
(1)事業所管における事務手続きの適正化及び文書手続きのマニュアルの作成		
(2)随意契約ガイドラインの作成		17年1月中
(3)仕様書の適正化		17年1月中
(4)指名業者選定手続きの透明化と適正化		17年1月中
(5)文書審査及び管理の適正化		17年1月中
3 契約事務改善等推進体制の整備	契約課	実施策決定以降

「契約事務改善に関する緊急提言」に対応した実施策の考え方

第1 清掃業務委託・施設管理業務委託等に関する改善について-----

1 施設管理（清掃を含む）契約の取扱い（コスト縮減提案型契約方式の導入等）

<緊急提言抜粋>

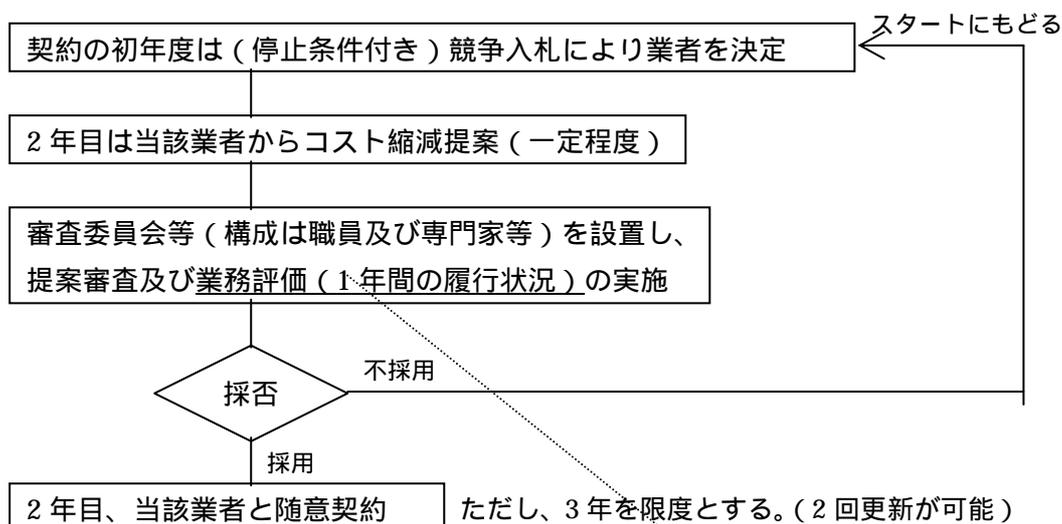
・・・入札参加業者による不適正なダンピングが行われたり、発注する区側の委託内容（仕様）の見直しによる経費の効率化が進まないなどの問題もはらんでいる。このため、平成17年度契約に当たっては、当面の措置として、かかる事業については一年限りの契約とすること、あるいは3年に限定した上で、例え随意契約を行うとしても受注者側の一定程度的コスト縮減提案などの努力を求める方式とすることが望ましい。

(1) 清掃業務委託・施設管理業務委託の契約期間について

施設管理業務委託については、効率性、安定性などによる区民サービスの向上の観点から、複数年契約とすることが望ましい面がある。しかし、現状の3～5年間に渡り随意契約方式を繰り返す方式については、緊急提言で指摘されているように、当初契約時での入札参加者による不適正なダンピングや、区側の業務内容の見直しによる経費の効率化が進まないなどの問題がある。そのため、このような複数年契約をする場合には、コスト縮減提案など、受注者側に一定程度的努力を求める方式を採用し、3年を限度として随意契約できることとする。

(2) コスト縮減提案型契約方式の流れ

[施設管理（清掃を含む）で複数年契約とする場合]



コスト縮減提案については、従来の業務を対象として原則行う。追加業務がある場合については、これとは別に評価及び措置することとし、詳細は引き続き検討する。

(3)コスト縮減提案型契約方式の導入の進め方

導入に当たっては、以下の留意点がある。

コスト縮減提案を何年も続けることは受注者側にとっては限界があるため、一定期間経過後に再度方式そのものを見直す必要がある。

コスト縮減提案の審査や履行状況の業務評価については、的確な実施が求められる。現時点ではこうした取組に関するノウハウが少ないが、これらを実施することによりデータ等の蓄積が期待できる。

コスト縮減提案については、提案が良好な業務実績に裏付けされた適正なものであることが重要であり、次年度、随意契約の採否を判断するため、履行状況のチェックの強化も必要となる。

これらの留意点や履行状況のチェックについて、区政の透明性向上検討委員会からの本提言がない中では、17年度当初からすべての施設に導入することは難しい。

そこで、まずコスト縮減提案型契約方式の検証やチェックのノウハウの蓄積などが最も期待できるものについて試行する。その対象として次の理由により、総合庁舎の施設管理業務委託（設備機器総合管理、清掃（本館・別館）、駐車場整理、庁舎警備業務、案内業務を一括委託）において実施する。

[試行理由]

- ・今回の収賄事件の発端となり、業務の分離・分割等様々な問題点が指摘されていること。
- ・業務内容を総合化することにより、効率化によるコスト縮減の効果が期待できること。
- ・様々な業務があることから総合庁舎以外の施設にも通じるところがあり、他の施設で導入する際のノウハウとしての蓄積が期待できること。

(4)履行状況のチェックの強化

清掃及び施設管理業務委託における履行状況の業務評価や、コスト縮減提案型を採用する場合の提案審査に対応していくために、履行状況のチェックの強化が急務である。

当面、担当所管課において、現行制度の中での対応として、定期的に業務内容の履行状況の確認を、提出書類や現場の確認等により行い、業務評価の徹底を図る。さらに、試行する総合庁舎では、作業人員等の人工がより容易に正確に把握できるような報告書を工夫するなどの取組も併せて徹底する。この履行状況の評価については、専門知識を有する者（例えば、「ビルクリーニング技能士」等）及び関係所管課職員等から構成される審査委員会又は入札監視等委員会などにより、チェック体制の強化を図ることとする。

2 再委託について

< 緊急提言抜粋 >

・・・明らかになった業務の再委託（丸投げ）の問題に鑑み、業務の履行状況について、直ちにチェックを行う必要がある。

(1)再委託の状況

契約条項においては、契約業務の一切を請負業者が担当することを定めており、再委託については、区が承諾した場合に限って認めることとしている。

そこで改めて、再委託の現状を把握するため、単純清掃を除く施設管理契約50案件の請負業者25社を対象とした調査を行った。その結果、一括再委託(いわゆる丸投げ)を行っているものはなかった。その内、再委託を行っていないものが32案件、行っているものが18案件と確認された。(資料3 P18)

この18案件の内、3案件は契約の仕様書内で再委託を可能としているケースであった。いずれにしても、再委託については、承諾の範囲やその手続きを明確化し、施設ごとに違う運用とならないようにすることが必要である。

また、再委託を行っている業務内容については、ほとんどが特殊清掃、専門設備の保守、害虫駆除等といった専門業者が行った方が適切かつ効率的に対応できる内容のものであったが、総合管理委託業務の内、清掃業務全般を関連会社へ再委託しているケースが1件あった。

なお、これについては、事情を確認した後、是正対応処理を進めているところである。

(2)17年度以降の再委託の取扱

現在行っている再委託の状況を見ると、「エレベーター点検等の専門性を有するもの」、「専門機器を必要とする場合」、「各種検査・測定」等に大別される。これらのように、委託の総合化を進め、効率化を図っている状況では、専門性の高いものなど、安全性や効率性の面から再委託が必要と考えられるものもある。

したがって、再委託は、原則として認めるものではないが、前記のように安全性や効率性の観点から妥当と思われるものはこれを認めることとする。しかし、必要があって再委託を行う場合については、事前の承認手続きを定め、業務内容や再委託先を明確にし、履行状況のチェックを強化する中で適正な執行を図っていくこととする。

なお、一括再委託の禁止はもとより、案内や日常清掃並びに設備系業務の中でも日常的な運転監視等の常駐で行う基幹的業務の再委託は、全てこれを禁止するとともに、これについてのチェックも強化する。

3 分離・分割発注の見直しについて

<緊急提言抜粋>

地域産業振興の観点とのバランスをとりつつ、管理や経費の効率性等を考慮したうえで、とりあえず、問題となった総合庁舎における委託業務については、総合管理を前提とした見直しを行うべきである。また、その他の施設における清掃業務や施設管理業務についても、分離・分割発注の単位について、改めて見直しを図った上で、平成17年度に向けた適正な契約事務を進めていく必要がある。

(1)分離発注

清掃及び施設管理業務委託については、地域産業振興や業務の専門性を配慮するあまり、コストや作業の面などで効率性が図れないものもあった。

そこで、施設管理の内、大規模でかつ委託業務内容が密接に関わっており、総合化により、合理的・効率的管理が期待できる施設については、一括委託とする。

一方、専門性等が高い業務委託(樹木剪定庭園管理、大規模な電話交換機保守、廃棄物処理等)や個別事業として実施されている業務委託(トレーニング室、セレモニー目黒業務委託な

ど)については、業務の内容を精査した上で、受注機会の確保等の観点からも分離発注も可能とする。(総合庁舎を除く、複合施設の委託契約はほぼ一括委託されている。)

(2)分割発注

分割発注は、一つの業者で十分にできる業務を、受注機会の拡大を目的として実施していることが多いが、コスト面を考慮すると、効率的ではなく適当な発注方法とはいえない。

そこで、分割発注については、効率性やコストの面から、原則として各施設単位で業務を一括して委託することとする。

第2 契約全般にわたる改善-----

1 指名競争入札における選定理由の公表について

< 緊急提言抜粋 >

契約ライン等の裁量を極力少なくする入札制度へと改善していくことはもちろんであるが、直ちに取り組めることとして、それぞれの契約案件における選定理由を明らかにし、公表していくことが必要である。

現在、個々の契約案件の業者選定においては、決裁関係者が選定理由について確認できるような決裁書類である「業者選定書」裏面に記載をした上で指名業者の決定を行っているが、選定理由の公表は行っていない。

しかし、公表することは区政の透明性に積極的に寄与するものであり、指名競争入札に係る契約案件については、指名基準の具体的該当事項を明確に示すことを基本とし、既にインターネット上で公表を行っている他自治体の実施事例を参考に、一定の様式を定めた上で公表を行うこととする。

2 停止条件付き指名競争入札への変更について

< 緊急提言抜粋 >

・・・契約経過が不明朗になるなどの問題があるため、その改善策として、いわゆる準備契約という考え方で、相手方に対しても停止条件がある旨を示した上で、入札としていく必要がある。

年間契約又は早期契約に係る指名競争入札を要する場合の契約手続については、当初予算が議決されるのが通常3月31日となる。そのため、予算の裏付けのないまま予定業者の決定を行わなければならない必要上、予算執行行為と解されない「見積合わせ」によって行っているのが現状である。

しかし、「見積合わせ」での契約相手方の決定は名目上「随意契約」となり、誤解が生じるおそれがあり好ましくない。実態としては、入札行為に準じて「見積合わせ」を行っていることから、実態と合致した「入札行為」として記録した方が合理的であり、誤解が生じないものである。また、契約の手順や効果としてはいずれも変わりがないが、客観性、透明性の向上という観点からは、停止条件を付した入札としていく意義はあり、17年度契約により導入を図る。(資料4 P19「他自治体の状況」)

3 事案決定の徹底及びチェック機能の強化について

< 緊急提言抜粋 >

契約締結請求以前に、まず事業所管の事務処理として、契約の内容に関わる事案決定(仕様・見積りなど)を行い、契約締結請求の際、これを添付し、経過を明確にする。

(1) 事案決定の徹底

事業所管は、事業を実施するに当たっては、必ず事業計画を策定し、仕様等を定め、事案の決定区分(区長、助役、部長、課長)に従い、その意思決定を取ることを徹底する。そこで、適正な処理に資するため、文書手続の簡素なマニュアルを作成する。また、契約においては、仕様書の作成、複数業者からの見積り徴取など、必要な事務処理を適正に行うこととする。例えば、随意契約において、必ずしも事務処理基準に従って行われていない例も見受けられることから、随意契約における業者からの見積りについては、原則として、金額にかかわらず見積り合わせを行うこととする。また、見積り合わせを行わなかった場合は、必ず当該業者を選定した理由を明らかにし、起案に残すこととする。こうした処理を適正に行うため、職員が随時使い易い文書手続のマニュアルや随意契約に関する必要な処理基準等の作成を行う。

一方、契約課においては、現行の契約事務のうち最も透明性の確保が求められている事務は、指名業者選定である。このため、契約ラインでの指名業者選定の決裁時に理由を記載することや指名業者選定委員会の対象案件の拡大など、透明化とチェック体制強化を図る。

さらに、事業所管から契約課への契約締結請求については、それまでの検討経過を必要書類として添付して行う処理を徹底することとする。

< 緊急提言抜粋 >

・・・意思決定手続きを適正に行う全庁的な取り組みが欠かせないものである。そこで契約事務に限らず、文書管理全般にわたる流れやチェックの状況を改めて徹底的に点検すべきである。

(2) 文書管理全般にわたる点検と保存

文書管理全般にわたる対策としては、契約事務を含め事業起案等意思決定に係る起案作成等に関し、文書事務の手引き等を参考に適正な事務処理を求めるほか、各種研修会等の機会を捉え職員の意識喚起を図ることとする。その上で、契約事務の適正化を図り区政への信頼回復に努めること、また簡易な事務処理の留意事項を付して、助役名による依命通達を発し、各職員において、なお一層の契約事務の透明化、公正化の徹底を求める。

文書管理のチェック機能については、文書審査として、目黒区文書取扱規程(昭和59年3月目黒区訓令甲第3号)第5条により各部、課又は所における文書主任及び文書取扱主任の職務となっている。そこで、今回、新たに文書主任・文書取扱主任会議を、平成17年当初に開催し、翌年度における契約事務等において、業者選定理由の明示、チェックシートの有無その他文書事務における基本的確認事項の再確認等文書主任・文書取扱主任としての役割(文書審査)の確認と徹底を求め、文書審査の厳格な運用を図る。

また、あるべき文書がなかったことを踏まえ、必要書類が起案とともに確実に保存、保管さ

れるよう、文書の保管、保存及び廃棄の手續に確実に乗せることを徹底する。

なお、一般職員の意識喚起と適正な職務執行の確保のほかに、管理監督者である管理職員対象の説明会を行い、契約事務を含む文書事務に係る適正な事務執行を求めていくこととする。

4 入札監視等委員会（仮称）の設置について

< 緊急提言抜粋 >

第三者による入札監視等委員会（仮称）を設置し、公正・中立の立場で、入札・契約事務が適正に行われたかなど、事後の監視をするとともに、必要な制度の改善に関して、必要に応じて提言等が行われることが望ましい。この組織は、専門性を持った委員により、効率的・機動的に運営される組織の設置に当たり、予算に反映する。

なお、この入札監視等委員会（仮称）の具体的な機能等については、当委員会として今後さらに検討を行っていくが、緊急的な区の対応として17年度当初予算に反映するように図りたい。

区政の透明性向上検討委員会による契約事務に係る検証等と同様、第三者による公正・中立な立場からの事後的な監視や、必要な制度の改善に関し、必要に応じて提言等が行われることは、改善のきっかけや、組織が緊張感を保ち続ける上で必要である。

一方、平成12年11月、国において「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が定められ、これに基づき13年3月、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（以下、「適正化指針」という。）が閣議決定された。この適正化指針の中で、入札及び契約の適正化を図るための措置の一つとして、学識経験者からなる入札監視委員会等の第三者機関を設置し、その意見を適切に反映する方策を講ずるものとされている。また、地方公共団体は、地方自治法第195条に規定する監査委員を活用するなど既存の組織を活用すること等により、適切に方策を講ずるものとされている。

これまでの契約事務に関する監査は、契約課に担当された予算執行に関する定期監査と、工事監査が行われてきた。監査委員が適正化指針でいう第三者組織の所掌事務を行う場合には、広範な監査項目や業務量の増加への対応、契約事務に関する専門性の確保などが求められる。したがって、第三者の客観性をより保つ意味も含めて、先行自治体の例にあるように、別途組織を設けることが合理的である。

そこで、専門性を持った第三者委員により構成される入札監視等委員会（仮称）を設置することとし、具体的な機能や扱う案件の範囲等については、区政の透明性向上検討委員会の今後の提言を受けて検討するものとする。なお、入札監視等委員会（仮称）の設置後であっても、現在監査委員の行っている契約に関する監査はこれまでと同様に実施する。

単純清掃業務一覧

資料1

	件名	業者	所属
1	東山住区清掃	喜多方総合サービス	北部地区
2	駒場住区清掃	ジーエムシー	北部地区
3	烏森住区清掃	富士興業	北部地区
4	菅刈住区清掃	コストム	北部地区
5	不動住区清掃	日東ハイウエイ	東部地区
6	清掃委託(田道住区センター三田分室)	立花商事	東部地区
7	下目住区清掃	不二興産	東部地区
8	清掃委託(中央地区サービス事務所)	三協	中央地区
9	鷹番住区清掃	ホクトエンジニアリング	中央地区
10	五本木住区清掃	新成工産	中央地区
11	油面住区清掃	宝友ビル管理	中央地区
12	上目住区清掃	ジーエムシー	中央地区
13	南部地区サービス事務所清掃	ジーエムシー	南部地区
14	月光原住区清掃	ハウジングステーション	南部地区
15	大岡東住区清掃	東興	南部地区
16	碑住区清掃	シービーエス	南部地区
17	原町住区清掃	ホクトエンジニアリング	南部地区
18	向原住区清掃	ジーエムシー	南部地区
19	八雲住区清掃	ウイン・スポーツ	西部地区
20	自由が丘住区清掃	日建産業	西部地区
21	大岡山西清掃	ハウジングステーション	西部地区
22	宮前分室清掃	宝友ビル管理	西部地区
23	中根住区清掃	ジェイビーシーサービス	西部地区
24	西部地区清掃	北川商会	西部地区
25	東根住区清掃	コストム	西部地区
26	トイレ清掃委託(上目黒ふれあい工房)	大洋	高齢福祉課
27	トイレ清掃委託(目黒本町ふれあい工房)	大洋	高齢福祉課
28	コーポ目黒本町共用部分清掃委託(日常清掃)	目黒区シルバー人材センター	高齢福祉課
29	上目工房清掃	ウインスポーツ	障害福祉課
30	下目工房清掃	ウインスポーツ	障害福祉課
31	東根学童清掃	大洋	子育て支援課
32	清掃委託(田道小学校内学童保育クラブ)	東興	子育て支援課
33	中根学童清掃	宝友ビル管理	子育て支援課
34	鷹番学童清掃	ウインスポーツ	子育て支援課
35	中根小学校内学童清掃	喜多方総合サービス	子育て支援課
36	清掃委託(駒場児童館)	大洋	子育て支援課
37	不動児童館清掃	大洋	子育て支援課
38	保育園ガラス清掃	千葉商店	保育課
39	保育園厨房グリストラップ等清掃	大洋	保育課
40	目黒土木清掃	喜多方総合サービス	土木工事課
41	清掃委託(なべこころ坂緑地公園)	(社福)もえぎの会	みどりと公園課
42	日常清掃委託(花とみどりの学習館・川の資料館)	ハウジングステーション	みどりと公園課
43	公園事務所和館等定期清掃	東京コントロール	みどりと公園課
44	中央緑地公園清掃	清水実習所	みどりと公園課
45	油面公園清掃	ミチル会作業所	みどりと公園課
46	清掃委託(三田丘の上公園)	恵比寿ガーデンプレイス	みどりと公園課
47	東山公園蛇崩緑道等清掃	目黒区立かみよん工房運営受託者	みどりと公園課
48	清掃委託(南部管内道路緑地・植ます) 単価契約	オーシャン	みどりと公園課
49	清掃委託(区民センター公園、田道広場公園、ふれあい橋) 単価契約	オールマン	みどりと公園課
50	清掃委託(谷戸前川緑道他4か所) 単価契約	東京サニティション	みどりと公園課
51	清掃委託(碑文谷コース) 単価契約	オーシャン	みどりと公園課
52	清掃委託(三田コース) 単価契約	トガン造園	みどりと公園課
53	清掃委託(清水池コース) 単価契約	東急グリーンシステム	みどりと公園課
54	清掃委託(中目黒公園) 単価契約	東急グリーンシステム	みどりと公園課
55	清掃委託(北部管内道路緑地・植ます) 単価契約	共立緑地	みどりと公園課
56	清掃委託(九品仏川緑道他3ヶ所) 単価契約	緑造園	みどりと公園課
57	清掃委託(駒場コース) 単価契約	楠西花園	みどりと公園課
58	清掃委託(便所) 単価契約	城西企業	みどりと公園課
59	清掃事業所清掃	千葉商店	清掃事務所
60	清掃委託(清水社会教育館)	フジビ	地域学習課
61	清掃委託(中町二丁目共同ビル)	千葉商店	地域学習課
62	洗足図書館清掃	北川商会	八雲中央図書館
63	大橋図書館清掃	シービーエス	八雲中央図書館
64	清掃委託(守屋図書館)	雄水	八雲中央図書館

施設管理業務(高額な清掃業務委託含む。)一覧

	件名	業者	所属
1	庁舎警備業務委託	オーエンス	庁舎管理課
2	駐車場整理委託	オーエンス	庁舎管理課
3	目黒区総合庁舎設備機器総合管理委託	高橋工業	庁舎管理課
4	総合庁舎清掃(本館部分)	千代田ビル管財	庁舎管理課
5	清掃委託(総合庁舎別館棟)	日本シティビルサービス	庁舎管理課
6	案内業務委託	オーエンス	庁舎管理課
7	中日黒スクエア総合管理委託	日本総合管理	人権政策課
8	目黒防災センター施設管理委託	日進産業	防災課
9	セレモニーマルシェ業務委託	北川商会	地域振興課
10	施設管理委託(箱根保養所)	西新サービス	地域振興課
11	区民自然の村運営管理委託	メフォス	地域振興課
12	運営管理委託(箱根保養所)	西洋フードシステムズ	地域振興課
13	目黒区民センター・目黒区美術館・田道ふれあい館総合管理委託	シービーエス	産業経済課
14	庁舎総合管理委託(碑文谷保健センター)	日進産業	碑文谷保健センター
15	施設総合管理委託(ひまわりプラザ)	シービーエス	障害福祉課
16	床清掃委託(駒場保育園19園)	大洋	保育課
17	祐天寺駅周辺駐輪場管理委託	目黒区シルバー人材センター	道路管理課
18	中日黒駅前駐輪場管理委託	目黒区シルバー人材センター	道路管理課
19	学芸大学駅東口駐輪場管理委託	目黒区シルバー人材センター	道路管理課
20	駒場東大前駅周辺自転車駐輪場管理委託	目黒区シルバー人材センター	道路管理課
21	施設運営管理委託(花とみどりの学習館、川の資料館、駒場野公園自然観察舎)	自然教育研究センター	みどりと公園課
22	公園運営管理委託(菅刈公園)	特定非営利活動法人菅刈ネット21	みどりと公園課
23	清掃等委託(不動公園他15か所) 単価契約	目黒区シルバー人材センター	みどりと公園課
24	公園運営管理委託(駒場野公園)	目黒区シルバー人材センター	みどりと公園課
25	児童交通施設業務委託(衾町公園)	目黒区シルバー人材センター	みどりと公園課
26	公園運営管理委託(駒場公園)	目黒区シルバー人材センター	みどりと公園課
27	公園運営管理委託(中日黒公園・目黒川舟入場)	目黒区シルバー人材センター	みどりと公園課
28	総合管理業務委託(平町リサイクルプラザ)	北辰クリエイト	ごみ減量課
29	興津健康学園総合管理業務委託	雄水	企画調整課
30	中央地区プール(五本木小学校)施設管理業務委託	北辰クリエイト	企画調整課
31	西部地区プール(緑ヶ丘小学校)施設管理業務委託	日本総合管理	企画調整課
32	施設管理委託(目黒本町複合施設)	雄水	地域学習課
33	総合維持管理業務委託(守屋教育会館)	雄水	地域学習課
34	施設維持管理委託(ハヶ岳林間学園)	新東産業	地域学習課
35	施設管理委託(東山地区センター)	太平ビルサービス	地域学習課
36	施設運営管理委託(緑が丘文化会館 本館・別館)	日東カストディアル	地域学習課
37	受付業務等委託(目黒区民センター社会教育館)	シービーエス	地域学習課
38	管理人業務等委託(北軽井沢林間学園)	新東産業	地域学習課
39	管理委託(古民家)	目黒区シルバー人材センター	地域学習課
40	プール監視業務委託(駒場体育館)	オーエンス	スポーツ振興課
41	運営管理業務及びグラウンド整備業務委託(砧野球場・砧サッカー場)	和宏体育施設	スポーツ振興課
42	屋内プール運営・清掃業務委託(中央地区プール)	北辰クリエイト	スポーツ振興課
43	総合管理委託(中央体育館)	大庭ビルメンテナンス	スポーツ振興課
44	屋内プール運営・清掃業務委託(西部地区プール)	日本総合管理	スポーツ振興課
45	総合管理業務委託(駒場体育館)	日本総合管理	スポーツ振興課
46	トレーニング室及び健康体力相談事業の管理運営業務委託(八雲体育館)	ハイライフサポート	スポーツ振興課
47	総合運営管理委託(碑文谷体育館)	富士興業	スポーツ振興課
48	トレーニング室業務委託	オーエンス	スポーツ振興課
49	プール運営業務委託(区民センター体育館)	新光ビルシステム	スポーツ振興課
50	めぐろ区民キャンパス維持管理総括委託	東京ビジネスサービス	八雲中央図書館
51	清掃等委託(上目黒二丁目文化公益施設)	日本シティビルサービス	八雲中央図書館

他自治体の入札等監視組織について

	東京都	千代田区	横浜市	名古屋市
根拠規定	同左	同左	要綱	同左
所掌事務	<p>1 公共工事にかかる入札及び契約手続等の運用状況等を審議しその結果を報告し、改善すべき点があれば、意見の具申を行う。</p> <p>2 公共工事の入札及び契約手続に係る利害関係者からの苦情申立て(第3号に掲げる苦情申し立てを除く。)について契約担当者の依頼に基づき調査検討し、その結果を報告する。</p> <p>3 特定調達契約(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される契約)の利害関係者からの苦情申し立てについて調査検討し、その結果を報告する。</p>	<p>1 工事に関し(予定価格が130万円以上のものに限る)、入札及び契約手続きの運用状況等について報告を受ける。</p> <p>2 工事について、制限付き一般競争入札参加資格の設定の経緯、指名競争入札及び公募制氏名競争入札に係る当該指名の経緯、業者指定により随意契約を行った場合における当該指定の経緯に関する審議を行うこと。</p> <p>3 前2号の規定による報告又は審議に基づき、区長に対して意見の具申を行うこと。</p>	<p>1 工事に関し、入札及び契約手続きの運用状況などについて報告を受ける。</p> <p>2 工事のうち委員会が抽出指定したものに、入札又は契約方式の決定方法、一般競争入札に係る参加資格の設定方法、指名競争入札に係る指名業者の選定方法及び随意契約に係る経過等について審議を行い、必要と認めた場合には意見の具申を行う。</p> <p>3 工事請負に関する指名停止措置及び資格制限の状況などについて報告を受け、必要と認めた場合には意見の具申を行う。</p> <p>4 工事請負に関する談合情報対応についての報告を受け、必要と認めた場合には意見の具申を行う。</p> <p>5 工事請負に関する一般競争入札、指名競争入札及び随意契約(政府調達に関する協定の対象となる契約を除く)に係る再苦情処理を行う。</p> <p>6 政府調達に関する協定の対象となる契約についての苦情の処理を行う。</p>	<p>1 工事及び委託の契約に関し、入札・契約手続の運用状況等について報告を受ける。</p> <p>2 工事及び委託の契約のうち委員会が抽出したものに、一般競争入札に係る入札参加資格の設定の理由、指名競争入札に係る指名の理由等についての審議を行い、必要な場合には意見の具申又は勧告を行う。</p> <p>3 工事に関し、一般競争入札に係る入札参加の無資格理由及び指名競争入札に係る非指名理由等の再苦情について審議し、審議結果を報告する。</p>
組織	契約制度又は工事施工技術全般に関して専門知識を有する学識経験者のうちから委嘱する。定員5名、任期は2年とする。	学識経験等を有する者で公正中立な立場で客観的に入札及び契約についての審議等をできるものの中から、区長が委嘱する。3人以内、任期は2年とする。	学識経験等を有する者の中から市長が任命する。定数は5人以内、任期は2年とする。	人格が高潔で、入札・契約制度に関し優れた識見を有し、公正かつ中立な立場を堅持できる者の中から、市長が委嘱する。定数は5人以内、任期は2年とする。
委員会の開催	1号について原則として毎年度1回開催、2号について契約担当者の依頼により開催。	定例会年2回(6・12月予定)。	原則年4回、6号に該当する会議は随時開催。	原則として3か月に1回、3号に該当する会議は必要に応じ開催。

再委託状況調査について

- 1 調査対象 施設管理業務 50件（請負業者数25社）
- 2 調査期間 書面調査 平成16年11月11日～11月19日
聞き取り調査 実施中
- 3 調査内容
 - ・再委託の有無
 - ・再委託の業務内容、再委託業者名
 - ・再委託の理由
 - ・業務ごとの配置職員名簿
- 4 調査結果概要

(1) 再委託の有無（業者からの回答による）

再委託を行っていない案件・・・32件（64％）

再委託を行なっている案件・・・18件（36％）

（うち3件については仕様書で再委託を承認している。）

(2) 再委託の業務内容

自動ドア、エレベーター保守、設備機器類のオーバーホール、カーペット清掃、ガラス清掃、ボイラ保守点検、給排水衛生設備点検清掃、視聴覚設備点検、消防設備点検、水質検査、害虫駆除等

(3) 調査所見

再委託が行なわれている18件のうち17件は、上記のとおり専門性、特殊性の高い業務内容が再委託されており、事実上、請負業者のみによる業務対応が困難な場合があると考えられる。

再委託先については設備機器メーカー、専門業者が多くを占め、円滑な対応、機器類の優良な保全等考えた場合、ある程度必要性が高いものと認められる。

一方、問題点として、再委託されている18件のうち15件は、再委託を行なう場合に区の承諾が必要とされているにもかかわらず、承諾手続きが行なわれていないケースであった。そのうち1件は、総合管理業務の一部である清掃業務全般を関連会社に委託していることが確認されており、これについては事情を確認し、是正対応処理を進めているところである。

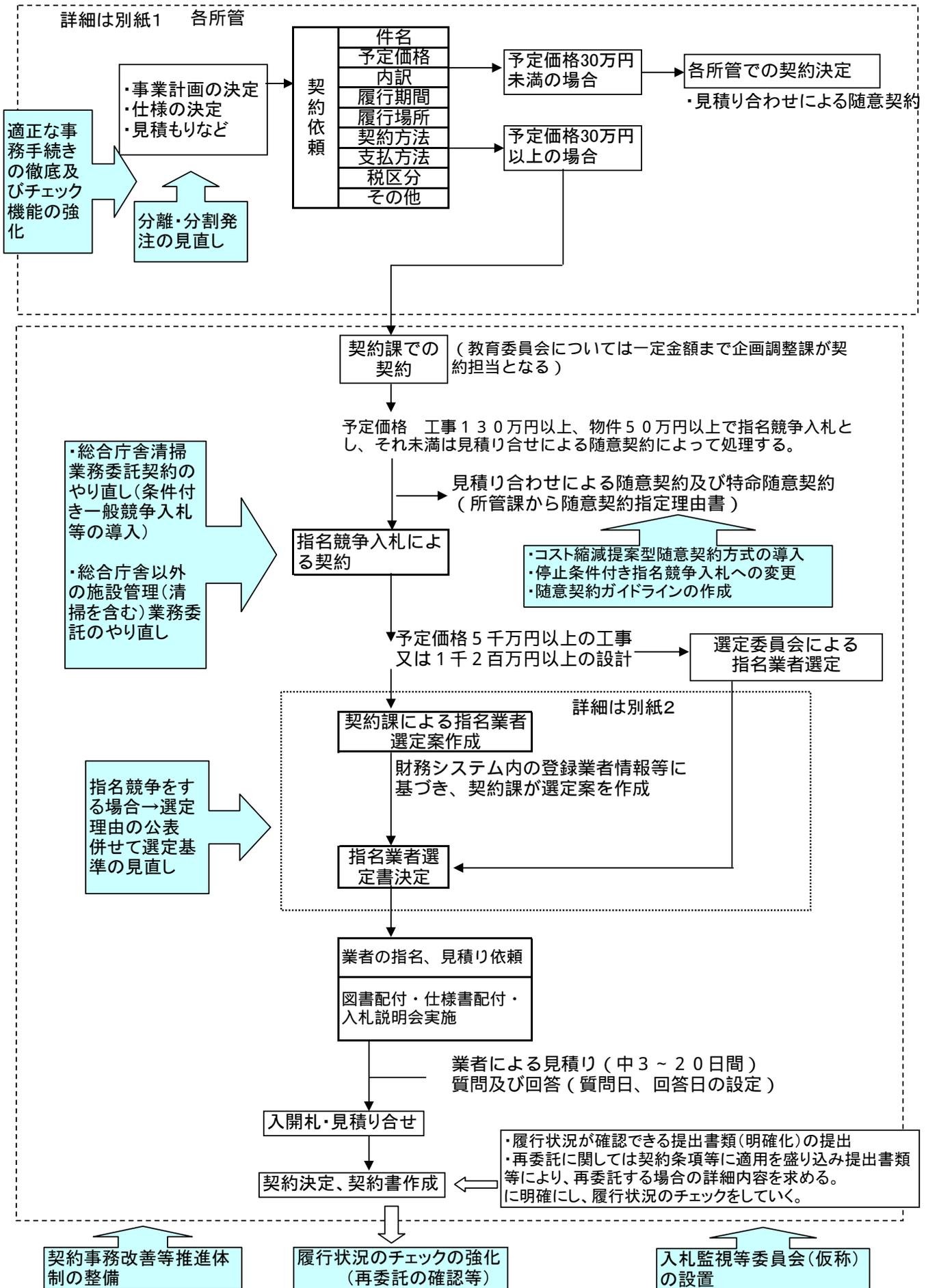
こうした実態から、17年度の年間契約に向け再委託の基準・契約時の承認手続きの明確化を図るとともに、チェック方法の確立を早期に図る必要がある。

資料4

他自治体の停止条件付き競争入札の実施状況について(平成15年11月現在)

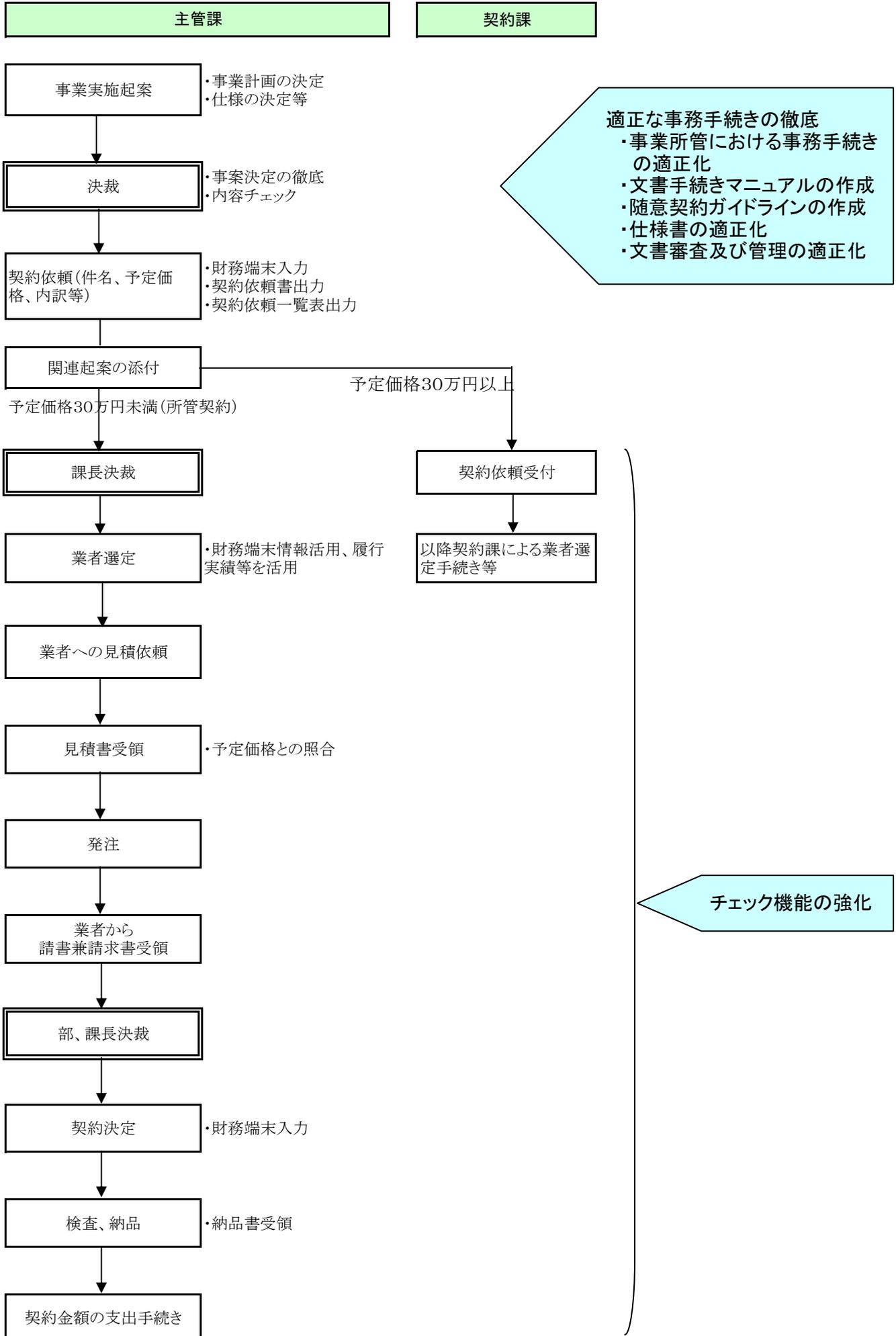
	自治体	準備行為の方法
1	東京都	入札
2	千代田区	見積
3	中央区	入札
4	港区	見積
5	新宿区	入札
6	文京区	見積
7	台東区	入札
8	墨田区	入札
9	江東区	入札
10	品川区	入札
11	目黒区	見積
12	大田区	入札
13	世田谷区	入札
14	渋谷区	入札
15	中野区	入札
16	杉並区	入札
17	豊島区	入札
18	北区	入札
19	荒川区	入札
20	板橋区	入札
21	練馬区	入札
22	足立区	入札
23	葛飾区	入札
24	江戸川区	入札
25	八王子市	見積
26	立川市	見積
27	武蔵野市	入札
28	三鷹市	見積
29	青梅市	見積
30	府中市	見積
31	昭島市	入札
32	調布市	見積
33	町田市	入札
34	小金井市	見積
35	小平市	見積
36	日野市	見積
37	国分寺市	見積
38	国立市	見積
39	福生市	見積
40	狛江市	見積
41	東大和市	見積
42	清瀬市	見積
43	東久留米市	見積
44	武蔵村山市	見積
45	多摩市	入札
46	稲城市	見積
47	羽村市	見積
48	あきる野市	見積
49	西東京市	見積
50	東村山市	見積

実施自治体	
東京都・区市	24
特別区	19

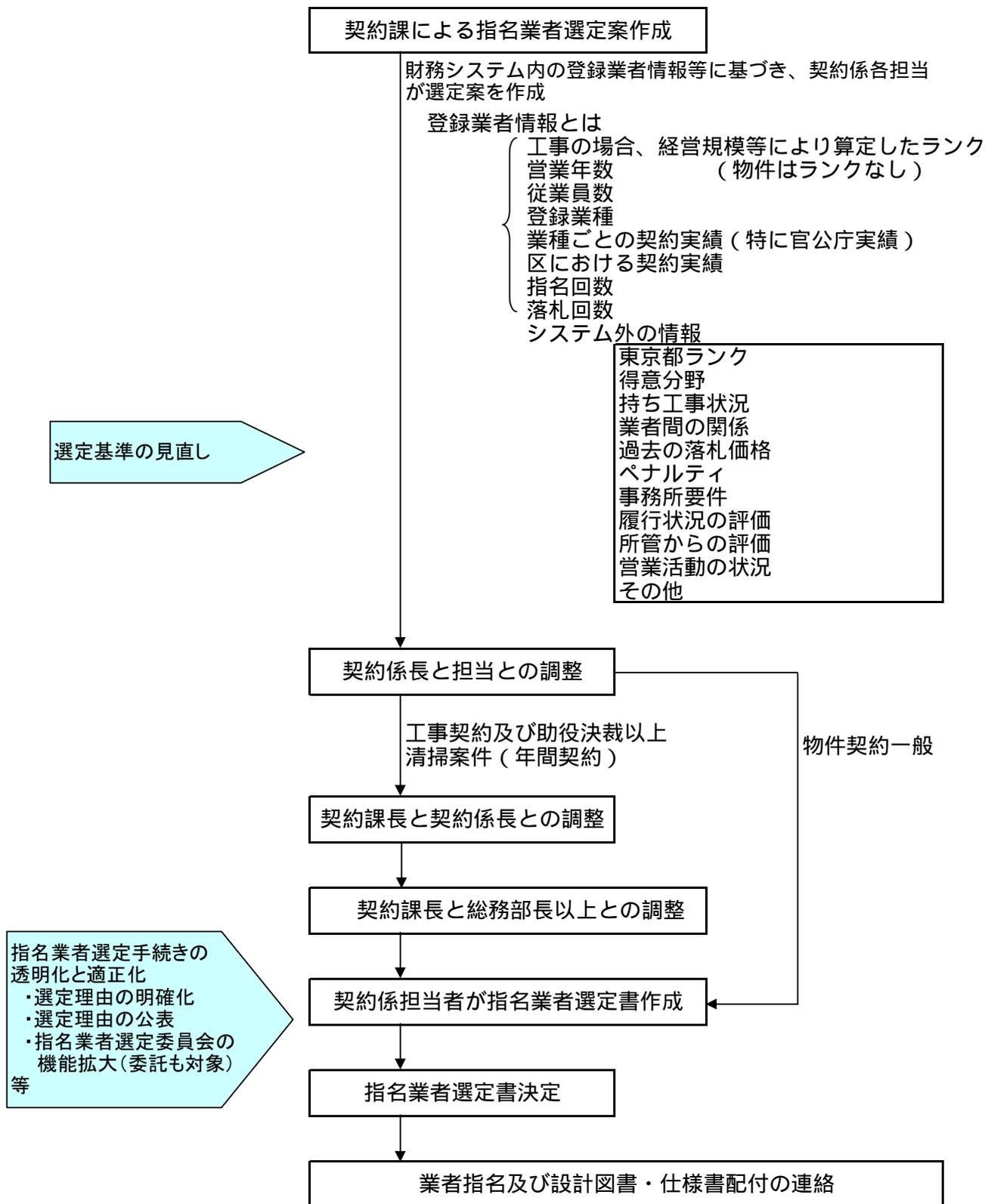


各所管課の契約事務の詳細

別紙1



指名競争入札参加業者の選定までの詳細



事件後の契約改善実施事項

再発防止・契約事務の透明性を高めるために、4月1日以降契約課で実施した改善策は以下の事項である。

1 入札説明会の事実上の廃止

指名業者が一堂に会する現場説明会（入札説明会）については、談合防止の観点から、平成9年度に工事案件で廃止した。委託等の案件についても、新年度（16年度）発注案件から工事と同様の観点から入札説明会実施を廃止した。

2 指名業者選定理由の明確化

指名競争入札においては、発注者の恣意性が問題とされているところである。こうした問題排除を行うとともに、決裁関与者が指名業者の選定理由を正確に把握し、適切な判断が行なえるよう、全案件について個々の業者選定書裏面に指名理由を記述するようにした。

3 工事以外の請負契約への最低制限価格の設定

従来、予定価格300万円以上の工事に関しては、ダンピングを防止し、契約内容の適切な履行を確保するための一策として、最低制限価格の設定を行ってきた。委託等工事以外の請負契約についても、最低制限価格の設定を行なうことができるよう規則改正を16年2月に行なっている。試行として、設計業務案件において最低制限価格の設定を行なった。（碑小学校実施設計）

4 希望確認型指名競争入札の拡大実施

従来、予定価格1000万円以上の工事については、指名時の恣意性排除とともに受注意欲の確認できた業者の指名を行なうため、事前に業者の受注希望を確認してきた。工事以外の発注案件においても、同様の取扱いでの指名を行なうため、試行として設計業務での希望確認型指名競争入札を行なった。（碑小学校実施設計）

5 プロポーザル方式に基づく業者選定に関する事務手続要綱の制定

企画提案方式による業者選定について事務手続きを明確化することによって、安易な業者選定を防止し、統一かつ適切な事務処理を定めた。

6 「指名競争入札参加者の選定に係る区内業者の認定基準」制定

区内の産業振興を図るための区内業者優先指名を実施する上で、適切な判断を行なうため、区内業者としての認定を行う基準、実地調査基準などを明確化し、明文化規定した。

7 指名停止措置の公表（インターネット）

従来、閲覧方式により公表を行ってきた指名停止措置内容について、より積極的に入札及び契約の適正化に資するため、区ホームページ上で公表する。

8 「談合その他不正行為に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項」制定

不正行為に対する対応策を強化するため、区との契約において、談合その他不正行為を行なった場合に、契約解除、損害賠償が発生する旨の内容を記載した特約条項を契約時に契約相手と取り交わす。